

火気器具等を使用する露店を開設する皆さんへ

(露店開設場所)

- 1 次に掲げる場所では、消防活動上及び避難上支障をきたすため露店等を開設しないでください。
 - (1) 消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口及び消防用機械器具庫の出入口付近。
 - (2) 消防自動車等の進入路等の付近。
 - (3) 防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所。

(消火器の準備)

- 2 消火器の準備については、次の事項を守ってください。
 - (1) 消火器の能力単位については10型（A3、B7、C）以上としてください。既にそれ以外の消火器を準備している方は10型未満でもかまいません。
 - (2) 消火器は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）に規定する消火器（住宅用消火器を除く）のうち、対象火気器具等の種別その他周囲の可燃物等の消火に適応される消火器としてください。
 - (3) 消火器の設置については、原則として1露店又は1業者1本の準備が必要となりますが、一のテント内において対象火気器具が複数あり使用者が異なる場合、複数の使用者が共同して有効に初期消火が行える場合には、共同して消火器を準備してもかまいません。
 - (4) 消火器はあらかじめ点検し、腐食しているもの、安全栓が抜けているもの及び古くなったものについては取り替えてください。

(対象火気器具等：液体燃料・気体燃料・固体燃料・電気器具を熱源とする器具、その他使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

- 3 対象火気器具等を使用する露店等については、次の事項を守ること。
 - (1) 対象火気器具等から可燃性の物品までは、火災予防上安全な距離を保つこと。
 - (2) 対象火気器具等は、安定した不燃性の床又は台の上で使用すること。
 - (3) 対象火気器具等の近くは、常に整理整頓に努め、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
 - (4) 対象火気器具等は、本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。
 - (5) 対象火気器具等は、取扱説明書をよく読み記載内容に基づき使用すること。
 - (6) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
 - (7) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。

(液化石油ガス)

- 4 液化石油ガス（以下「LPガス」という。）を使用する露店等については、次の事項を守ってください。
 - (1) LPガスボンベ（以下「ボンベ」という。）は火気等の近くを避け、常に40℃以下に保つようにすること。

- (2) 8kg以上のボンベ付近に火気がある場合は、2m以上離すこと。8kg未満のボンベは、火災予防上安全な距離を離すこと。
- (3) ボンベは、倒れないよう固定し、人がみだりに近づかない安全な場所に置くこと。
- (4) ボンベは、1日の営業に必要な本数のみ準備すること。
- (5) LPガスを使用する器具及びゴム製のホースは、LPガス専用のものを使用すること。
- (6) ゴム製のホースは、ガス漏れがないか点検し、古くなったもの及びひび割れのあるものは使用しないこと。
- (7) ゴム製のホースは、適正な長さで取り付け、ゴム製のホースと火を使用する器具の取付部分は、ホースバンドその他これに類するもので締め付けること。
- (8) ゴム製のホースは、2本以上接続しないこと。
- (9) 1本のボンベから2以上の機器に分岐してLPガスを供給しないこと。ただし、分岐したものとに開閉弁を設ける場合はこの限りでない。
- (10) LPガスは、空気より重いいため、屋外であってもガス漏れには十分注意すること。

(カセットこんろ)

5 カセットこんろを使用する露店等については、次の事項を守ること。

- (1) カセットボンベの装着部分を覆う調理器具は、カセットボンベが過熱され、爆発するおそれがあるので使用しないこと。
- (2) カセットボンベは、カセットこんろに表示されているとおり、正しく装着すること。
- (3) カセットボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

(薪、炭等)

6 薪、炭等を使用する露店等については、次の事項を守ること。

- (1) 開設中は火気付近を常に整理整頓し、みだりにそばを離れないこと。
- (2) 終了後の残火及び取灰の後始末は完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと。

(電気器具)

7 電気器具を使用する露店等については、次の事項を守ること。

- (1) たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。
- (2) コンセントの接続部分及び電気配線に、照明器具等の荷重が掛からないようにすること。
- (3) 電気器具、コンセント等に雨水等が掛かるおそれのある場所に設ける場合は、防水措置を講じて使用すること。
- (4) コードリールを使用するときは、電線を全部引き出す等、製品に貼付されている注意ラベル等に従い使用すること。

(携帯発電機)

8 携帯発電機を使用する露店等については、次の事項を守ること。

- (1) 事前に燃料を十分に補給し、露店等の開設後に、燃料の補給の必要がないようにすること。
- (2) 可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 安定した平らな場所で使用すること。
- (4) 雨などの水が掛かる場所で使用しないこと。
- (5) 燃料漏れがないことを確認した後に使用すること。
- (6) 携帯発電機の排気が、携行缶、ボンベ及び可燃性の物品に当たらないようにすること。
- (7) 携帯発電機を稼働したまま燃料の補給又は移動させないこと。
- (8) 燃料の補給が必要となったときは、風通しが良く、可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所で、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認した上で燃料の補給すること。
- (9) 燃料を補給するときは、こぼさないように注意し、燃料がこぼれたときは、きれいに拭き取り、乾かしてから使用すること。
- (10) 取扱説明書をよく読み、取扱説明書の記載内容に基づき使用すること。

(危険物容器)

- 9 危険物を使用する露店等については、次の事項を守ること。
 - (1) 危険物の保管は、指定数量の5分の1未満の必要最小限の量とすること。
 - (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法令に適合した容器を用いること。
 - (3) 携行缶の蓋を開ける前には、周囲の安全を確認し、圧力弁等を操作して圧力を抜くこと。
 - (4) 危険物容器は、直射日光及び火気等の近くを避け温度が上昇しないように保管すること。

(暖房器具)

- 10 暖房器具を使用する露店等については、次の事項を守ること。
 - (1) 暖房器具と可燃物との距離を十分に保つこと。
 - (2) 暖房器具をつけたまま、その場を離れないこと。
 - (3) 燃料を補給するときは、必ず暖房器具の火を消してから行うこと。

(玩具用煙火)

- 11 玩具用煙火を販売する露店等については、たばこ等の火で容易に花火に着火しないよう蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防災処理をした覆いをする等の措置を講じること。

(放火防止対策等)

- 12 2日以上連続して露店等が開設されるときは、次に掲げる事項を守ってください。
 - (1) 夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料を設置したままにしないこと。
 - (2) 可燃物の持ち帰り、定期的なパトロール、防災品の使用等、放火を防止するための対策を講じること。

問い合わせ
阿南市消防本部予防課(0884)22-3799